

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8232
担当部課名	保健福祉部	子育て支援	課	児童手当
事務事業名	母子父子家庭等援護費		事業コード	13120

1 総合計画における位置づけ

政策名	第3章	子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第1節	子育て環境づくりの推進	~63
施策名	第2施策	子育て支援の充実	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市母子福祉資金等利子補給規則、母子父子家庭等福祉手当支給要綱、母子父子家庭等慰問金支給要綱、母子父子家庭等高校進学就職支度金支給要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
母子・父子家庭の福祉の増進のため、手当や支度金等を支給し経済的な支援を行う。		母子家庭、父子家庭、両親がいない世帯等	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
決算額の内訳 福祉手当の支給 延 33,903件 慰問金の支給 4,336件 高校進学就職支度金の支給 485件 福祉資金貸付金利子補給金の支給 77件 母子寡婦福祉協議会への補助金の支給		第3章第1節中 子育て支援の充実 ひとり親家庭等の支援	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名なし	
		計画年次	年度~ 年度

4 評価指標

指標名			
指標式			
指標設定の意図			

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標			a	b		
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	134,326	135,362	145,980	155,646	
	人員・時間数	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	
	人件費	8,420	8,420	8,420	8,420	
	その他経費					
	合計	142,746	143,782	154,400	0	164,066
特定財源	0	0	0		0	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 B ▼	A:達成している (100%)	= 、 、 の平均値 =
	B:一部達成していない(100%> 80%)	
	C:達成していない (80%> )	

$\frac{a}{b} \times 100 =$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
----------------------------	----------------------------	----------------------------

理由: 目標、達成度は表現し難い。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 B ▼	A:適応している	理由: 国が母子家庭対策の見直しを進めており、市においても同様に事業の見直しが必要となる。
	B:一部適応していない	
	C:適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 B ▼	A:妥当である	理由: 手当支給は効果を計るのは難しい。
	B:一部妥当でない	
	C:妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 B ▼	A:代替の可能性ない	理由: 東京都では、児童扶養手当とは別の手厚い児童育成手当を支給しているが、神奈川県は実施しないと思われる。
	B:代替の可能性低い	
	C:代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 B ▼	A:満足できる	理由: 東京都の児童育成手当と比較されることがあり、承知している人は不満を表すが、もらえるだけいいという声もある。
	B:一部満足できない	
	C:満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 B ▼	A:有効である	理由: 高校進学就職支度金や貸付金利子補給などは有効と思われるが、福祉手当・慰問金などは受給意識があまり高くなく、あまり有効とは言えない。
	B:一部有効である	
	C:有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<b>説明:</b> 国と同様に、手当支給から自立を支援する施策への変更を検討する必要がある。
	コスト改善余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<b>説明:</b> 制度の変更時には改善余地を探れる。

7 総合評価

評価 B ▼	他自治体の類似事業との比較	横浜市・川崎市は手当・慰問金とも支給していない。手当は県内の半数以上の市町村で支給していない。慰問金についても県内での支給は町村部が多い。
		<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 完了
今後の進め方		<b>説明</b> 国が検討をすすめ、平成15年4月から施行を予定している母子及び寡婦福祉法の改正案による事業は、現段階ではその内容があきらかではないが、母子家庭の施策として手当支給から就労支援へと新たな事業展開を進めることとしている。本市においても、新たな施策についての検討が必要である。

8 二次評価における変更点

・他の事業(自立支援策等)への施策転換を図るなど、見直しを検討すべきである。